



労働保険 事務委託

委託のメリット

労働保険事務組合
相模原商工会議所

→ 中小事業主の特別加入

→ 労働保険料分割納付

→ 事務手続の省略化

1. 労働保険料の納付を3回に分割することができます

本来、労働保険料は一定額未満であれば、一回で納付を行わなければなりません。事務組合に事務委託をすると、額に関わりなく6月・11月・1月の3回に分割して納付することができます。

2. 事業主や家族従業者が労災保険に加入できます

労災保険の適用事業であっても、事業主やその家族従業者は、労災保険の対象となりませんが、一定の要件を満たしている場合、「特別加入」として、労災保険の対象とすることができます。

3. 労働保険事務の省力化がはかれます

毎年6月～7月に発生する労働保険料の納付事務を労働保険事務組合が代行して行いますので、事務手続きの省力化がはかれます。

また、従業員の新たな雇い入れ、退職に関わる雇用保険の被保険者資格の取得や喪失の手続きも代行して行います。

(ただし、労災保険や雇用保険の給付手続きは代行いたしません)

【労働保険事務委託手数料規定】

人数	年額(税別)
0人～4人	10,000円
5人～9人	13,000円
10人～15人	18,000円
16人～20人	29,000円
21人～30人	35,000円
31人～40人	41,000円
41人以上	51,000円

【労災保険】

- アルバイト等を含んだ従業員数で計算
- 特別加入者も従業員数に入れて計算
- 従業員0人でも最低額を徴収

【雇用保険】

- 雇用保険被保険者数で計算
 - 被保険者0人でも最低額を徴収
- ※年度途中加入・脱退でも月割にしない
※労災保険・雇用保険各々で計算し合算請求

(例) 雇用保険被保険者4人の場合 10,000円

労災保険労働者4人、特別加入2人の場合は計6人となり 13,000円 合計 23,000円 (消費税別途)

※上記の年額に対し、別途納付日時点の消費税率が適用されます

◆ 委託できる事業主

- 相模原商工会議所の会員であること
- 常時使用する労働者が300人以下であること (ただし、金融業・保険業・不動産業・小売業の場合は、50人以下、卸売業・サービス業の場合は、100人以下の中小事業主であること)
- 事業の代表者と別世帯の者を労働者として1人でも使用していること
- (建設業労災の場合) 自社が元請となる工事があること
- 従前より社会保険労務士や他の労働保険事務組合に事務委託をしていないこと

※従業員がいない一人親方の労災保険は、取り扱っておりません

【問い合わせ先】

〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3 労働保険事務組合相模原商工会議所
TEL: 042-753-8134 FAX: 042-753-7637